

定 款

公益財団法人 神奈川県私学退職基金財団

目 次

第1章	総則（第1条から第2条）	1 頁
第2章	目的及び事業（第3条から第4条）	1 頁
第3章	資産及び会計（第5条から第15条）	1 頁から 3 頁
第4章	評議員（第16条から第19条）	3 頁から 4 頁
第5章	評議員会（第20条から第26条）	5 頁から 6 頁
第6章	役員及び会計監査人（第27条から第35条）	6 頁から 8 頁
第7章	理事会（第36条から第41条）	8 頁から 9 頁
第8章	定款の変更及び解散（第42条から第45条）	9 頁
第9章	公告の方法（第46条）	9 頁
第10章	事務局及び職員（第47条）	9 頁
第11章	補則（第48条から第50条）	10 頁
	附則	10

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川県私学退職基金財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県内の私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「私立学校」という。）を設置している学校法人に対し退職金に必要な資金を交付し、併せて、必要な事業を行うことにより、私立学校における優秀な人材の確保を支援するとともに、児童・生徒の学費負担を軽減し、もって、私立学校教育の充実及び振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校法人の設置する学校に勤務する校長、教員、事務職員その他の職員で、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の私立学校教職員共済制度の加入者であるもの（以下「加入者」という。）が退職した場合に、当該学校法人が支給すべき退職手当の資金をその学校法人に給付する事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会で別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の維持管理及び運用)

第6条 この法人の基本財産以外の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとする。

2 前項の運用にあたっては安全かつ有利に行うものとし、その方法は、理事会の決議によ

り別に定める。

(納付金)

第 7 条 新たにこの法人の行う事業の対象となろうとする学校法人は、納付金をこの法人に納めなければならない。

2 前項の納付金の額は、評議員会において別に定める。

(負担金)

第 8 条 この法人の行う事業の対象となった学校法人（以下「学校法人」という。）は、負担金を毎月この法人に払い込まなければならない。

2 前項の負担金の額は、評議員会において別に定める。

(延滞金)

第 9 条 負担金を滞納した学校法人は、延滞金を納めなければならない。

2 前項の延滞金の額は、評議員会において別に定める。

(事業費の支弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する費用は、負担金、補助金、寄附金、資産から生ずる果実等をもって支弁する。

(事業年度)

第 11 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 12 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けるとともに評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 13 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人

人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 14 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(義務の負担等)

第 15 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を受けなければならない。資金の借入れをしようとするとき（その事業年度の収入をもって償還する一時借入金を除く。）も同様とする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 16 条 この法人に 13 名以上 15 名以内の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 17 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情がある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

- へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別な設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用をうけるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第 19 条 評議員に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 21 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 評議員に対する報酬の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分、担保への提供又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の日日の 5 日前までに、評議員に対して評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しななければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、会議の都度、出席評議員で互選する。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分、担保への提供又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上10名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、2名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号の規定に適合するものでなければならない。監事も同様とする。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 31 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 32 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬)

第 34 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。
(責任の免除又は限定)

第 35 条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前 2 項の規定に基づき理事会を招集する場合は、理事長又は理事は理事会の日の 5 日前までに、理事に対して理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による方法により行う。

第10章 事務局及び職員

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長の任免は理事会の決議により行い、職員の任免は理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 補則

(私学関係団体職員への適用)

第 48 条 理事会が認定した私学関係団体については、これを学校法人とみなし、当該私学関係団体に勤務する職員については、これを教職員とみなして、この定款を適用する。

この場合においては、当該職員は、事業団の加入者であることを要しない。

2 前項の私学関係団体は、学校法人の果すべき義務をすべて忠実に履行しなければならない。

3 第 1 項の私学関係団体は、同項の規定にかかわらず、この法人の役員となり、又は会議の構成員となることができない。

(学校法人の特例)

第 49 条 学校法人で、独立会計をもつ 2 以上の学校を設置する場合等において理事会が認めたときは、それぞれの学校を学校法人とみなして、この定款を適用する。

(定款施行の細目)

第 50 条 この定款実施のための手続きその他について必要な事項は、運営規則及び所要の規程で定める。

2 前項の運営規則は評議員会の決議により、所要の規程は理事会の決議により、それぞれ定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 11 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は工藤誠一、副理事長は高木茂、常務理事は大澤一仁、濱谷海八とする。

4 この法人の最初の会計監査人は、公認会計士・税理士奥津勉事務所とする。

附則

この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。